

(様式3)

令和 年 月 日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)

〒

(団体名)

(代表者〔役職、氏名〕)

(団体又は代表者の連絡先)

公園改良の提案（自主事業）の申請に係る副申書作成依頼書

下記の公園において、公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業に基づく公園改良を提案したいので、指定管理者制度における事業計画書（自主事業）等の申請に係る副申書の作成をお願いします。

記

1 公園改良を提案する公園の名称、住所

2 添付書類

- (1) 事業計画書一式（自主事業）
- (2) にぎわいづくり活動実施報告書（様式3-1）
- (3) 団体の総会（役員会）の議決証明書

〔団体として公園改良を提案し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当すること〕
がわかるもの。〕

- (4) 公園改良の提案に係る誓約書（様式3-2）
- (5) 団体規約
- (6) 構成団体名簿

※ 町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合

にぎわいづくり活動実施報告書

1 実施団体

団体名：

代表者：

2 実施した公園の名称、住所

名称：

住所：

3 実施したにぎわいづくり活動

イベント名	イベント概要		イベント内容
	実施期間	令和 年 月 日 () 令和 年 月 日	
	使用許可番号	広島市指令 第 号 令和 年 月 日	
			(参加人数 名)
	実施期間	令和 年 月 日 () 令和 年 月 日	
	使用許可番号	広島市指令 第 号 令和 年 月 日	
			(参加人数 名)
	実施期間	令和 年 月 日 () 令和 年 月 日	
	使用許可番号	広島市指令 第 号 令和 年 月 日	
			(参加人数 名)
	実施期間	令和 年 月 日 () 令和 年 月 日	
	使用許可番号	広島市指令 第 号 令和 年 月 日	
			(参加人数 名)

※ 使用許可書の写しを添付してください。

公園改良の提案に係る誓約書

記

- 1 当団体は、公園改良の提案に当たり、次の事項を行います。
 - (1) 公園改良の提案に先立ち、近隣住民及び公園利用者に対して事前に説明し、改良内容について了解を得ます。
 - (2) 新たに発生する問題及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、公園等の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。
 - (3) 相談・苦情について確実に対応できる次の担当者を配置し、真摯に対応します。

担当者氏名	連絡先
-------	-----
 - (4) 法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。
 - (5) 設置管理許可期間中に、街区公園の指定管理者でなくなること、その他公園改良の提案に係る要件を満たさなくなるときは、すみやかに撤去し、原状復旧します。
 - (6) 次年度の公園改良の継続要件であるにぎわいイベントの実施実績が要件を満たさないなどのため、次年度の許可を申請しないこととなった場合は、許可期間終了までに、撤去し、原状復旧します。
- 2 当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(様式 3-2)

3 本活動は次のいずれの場合にも該当しません。

(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

ア 犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがある場合

イ 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認められる場合

ウ わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うおそれがある場合

エ 特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うおそれがある場合

オ イベントに参加する事業者が、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがある場合

(2) 施設又は設備をき損するおそれがある場合

ア 公園内の園路や植栽、遊具等の施設を傷つけるおそれがある場合

イ ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険なものの使用を伴う場合

ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない。

(3) 騒じょうを起こすおそれがある場合

音、におい、振動等により他の近隣の住民等に著しい苦痛をもたらすような場合

ただし、著しい苦痛とまではならない場合は、事前に近隣住民へ計画内容を説明し了解を得る又は計画内容の送付や回覧等で周知・意見の収集をはかるなどして、地域の同意を得ていると判断できる場合はこの限りではない。

(4) その他管理運営上支障がある場合

ア 公園の改修工事等の支障になると認められる場合

イ 公園管理者（維持管理課）において特に管理運営上支障があると認められる場合

4 本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。

本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

(団体名)

(代表者〔役職、氏名〕)

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

議 決 証 明 書

令和 年 月 日開催の_____において、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化のため、_____の活動として、別添の事業計画書（自主事業）のとおり_____を行い、本活動により得られた収益（繰出し額）の全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用することについて、可決承認されました。

また、本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項について、総会で確認しました。

令和 年 月 日

団体の所在地_____

団体名_____

代表者（役職、氏名）_____

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」（国土交通省）を目的に設けられた都市公園（公共財産）であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許可してきませんでした。

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、自分たちの大切な拠点として公園の管理・運営を行い、イベント等を一定以上開催することで地域の賑わいを創出する町内会等に対し、住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、新たな公園の改良（公園施設の設置管理等）を提案する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度は、原則、地域のにぎわいづくりに資すると判断でき、公園の一般利用に支障がないものであれば対象とし、町内会等が得る収益のすべてを町内会等の活動費に充てることを条件に、公園施設の設置・管理とこれらを活用して町内会等が収益を得ることを特別に認めています。

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することとなっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討してください。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置きください。

自主事業の実施に伴う収支報告書

区分	項 目	予算額	決算額	差引額	備 考 (収支内)
収入					
収入計			①		
支出					
支出計			②		

収支差額（町内会一般会計への繰出額）

収入①（ 円）－ 支出②（ 円）＝ 繰出額 円

自主事業の実施に伴う収支決算について、上記のとおり報告します。

なお、繰出額については、

_____の活動費に全額充当したことを証明します。

令和 年 月 日 _____

※ 団体の代表者が自署してください。

※ 上記の内容のわかるもの（団体の会計報告など）の添付に代えることも可

※ 公園改良に伴い、毎年度収支報告が必要です。

☐ 本活動内容を広島市のホームページで紹介するなどの広報を希望します。

※ 設置状況や活用状況の写真等を提供願います

(参考様式)

公園改良実施状況報告書

1 実施団体

団体名：

代表者：

2 公園改良を実施した公園の名称、住所

名称：

住所：

3 実施した改良内容

番号	改良の概要				事業の内容	
改良の概要	概要					
	活用頻度					
	活用人数					
	許可番号	広島市指令	第	号		
		令和	年	月	日	
	許可期間	令和	年	月	日から	
		令和	年	月	日まで	
今年度の 実施内容						

4 実施状況写真（必要に応じて増やしてください）

写真

写真

(参考様式)

写真

写真

5 実施による効果と今後の課題

得られた 効果	
問題点と 対応策	

☐ 本活動内容を広島市のホームページで紹介するなどの広報を希望します。

※ 設置状況や活用状況の写真・開催案内等の資料を提供願います

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)

〒

(団体名)

(代表者〔役職、氏名〕)

(団体又は代表者の連絡先)

公園施設設置許可申請等に係る副申書作成依頼書（継続）

下記の公園において、公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業に基づく自主事業を継続したいので、公園施設設置許可申請等に係る副申書の作成をお願いします。

記

1 自主事業を継続する公園の名称、住所

2 添付書類

(1) 事業計画書（自主事業）

(2) にぎわいづくり活動実施報告書（様式 3-1）

(3) 団体の総会（役員会）の議決証明書

〔団体として自主事業を継続し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当すること〕
がわかるもの。〕

(4) 公園改良の提案に係る誓約書（様式 3-6）

~~(5) 団体規約~~

~~(6) 構成団体名簿~~

~~※ 町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合~~

(様式 3-5)

自主事業の実施に伴う収支計画書

区分	項 目	予算額	決算額	差引額	備 考 (収支内訳)
収入					
収入計			①		
支出					
支出計			②		

収支差額（町内会一般会計への繰出額）

収入①（ 円）－ 支出②（ 円）＝ 繰出額 円

※ 上記の内容のわかるもの（団体の総会資料など）の添付に代えることも可

※ 公園改良に伴い、収支が発生する場合は毎年度収支報告が必要です。

公園改良の提案に係る誓約書

記

- 1 当団体は、自主事業の実施に当たり、次の事項を行います。
 - (1) 発生する問題及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、公園等の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。
 - (2) 相談・苦情について確実に対応できる次の担当者を配置し、真摯に対応します。

担当者氏名	連絡先
-------	-----
 - (3) 法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。
 - (4) 公園施設等の設置管理許可期間中に、街区公園の指定管理者でなくなることで、その他公園改良の提案に係る要件を満たさなくなるときは、すみやかにこれを撤去し、原状復旧します。
 - (5) 次年度の公園改良の継続要件であるにぎわいイベントの実施実績が要件を満たさないなどのため、次年度の許可を申請しないこととなった場合は、許可期間終了までに、撤去し、原状復旧します。
- 2 当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(様式 3-6)

3 本活動は次のいずれの場合にも該当しません。

(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

ア 犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがある場合

イ 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認められる場合

ウ わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うおそれがある場合

エ 特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うおそれがある場合

オ イベントに参加する事業者が、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがある場合

(2) 施設又は設備をき損するおそれがある場合

ア 公園内の園路や植栽、遊具等の施設を傷つけるおそれがある場合

イ ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険なものの使用を伴う場合

ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない。

(3) 騒じょうを起こすおそれがある場合

音、におい、振動等により他の近隣の住民等に著しい苦痛をもたらすような場合

ただし、著しい苦痛とまではならない場合は、事前に近隣住民へ計画内容を説明し了解を得る又は計画内容の送付や回覧等で周知・意見の収集をはかるなどして、地域の同意を得ていると判断できる場合はこの限りではない。

(4) その他管理運営上支障がある場合

ア 公園の改修工事等の支障になると認められる場合

イ 公園管理者（維持管理課）において特に管理運営上支障があると認められる場合

4 本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。

本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

(団体名)

(代表者〔役職、氏名〕)

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

議 決 証 明 書

令和 年 月 日開催の_____において、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化のため、_____の活動として、事業計画書のとおり_____より実施している_____を_____行い、本活動により得られた収益（繰出し額）の全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用することについて、可決承認されました。

また、本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項について、総会で確認しました。

令和 年 月 日

団体の所在地_____

団体名_____

代表者（役職、氏名）_____

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」（国土交通省）を目的に設けられた都市公園（公共財産）であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許可してきませんでした。

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、自分たちの大切な拠点として公園の管理・運営を行い、イベント等を一定以上開催することで地域の賑わいを創出する町内会等に対し、住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、新たな公園の改良（公園施設の設置管理等）を提案する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度は、原則、地域のにぎわいづくりに資すると判断でき、公園の一般利用に支障がないものであれば対象とし、町内会等が得る収益のすべてを町内会等の活動費に充てることを条件に、公園施設の設置・管理とこれらを活用して町内会等が収益を得ることを特別に認めています。

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することとなっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討してください。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置きください。

(参考様式)

令和 年 月 日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒

(団体名)

(代表者〔役職、氏名〕)

(団体又は代表者の連絡先)

公園改良の提案（自主事業）の申請に係る副申書の変更申請書

令和 年 月 日に当団体より申請し、副申書（広島市指令 第 号）
の交付を受けた _____ における公園改良の提案による公園施設の設置につ
いて、次の理由により一部変更したいので申請します。

記

理由

添付書類

- (1) 事業計画書一式（変更後）
- (2) 配置図等

(参考様式)

令和 年 月 日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒

(団体名)

(代表者〔役職、氏名〕)

(団体又は代表者の連絡先)

公園改良の提案（自主事業）の申請に係る副申書の取下げ申請書

令和 年 月 日に当団体より申請し、副申書（広島市指令 第 号）
の交付を受けた _____ における公園改良の提案による公園施設の設置につ
いて、次の理由により撤去したいので申請します。

記

理由

添付書類

- (1) （新規）公園改良の提案（自主事業）の申請に係る副申書作成依頼書 一式